

日本国憲法①5





講義の内容と到達目標

講義の内容

本講義では司法を取り扱います。裁判所はわれわれの生活上の紛争を審査し、平和的に解決する機関であるとともに、三権分立原則のなかの1権を担う機関です。2つの側面をもつ司法権の担い手である裁判所は、具体的にどのような権限を持っているのでしょうか。今回のテーマは、法を扱う上で極めて重要なテーマでもあるので、しっかりと身につけてください。

到達目標

- ・司法とは何かを理解し、説明することができる。
- •司法権の限界がどこにあるのかを理解することができる。
- ・裁判官の独立がなぜ必要なのか理解し、説明することができる。
- ・違憲審査制について理解することができる。

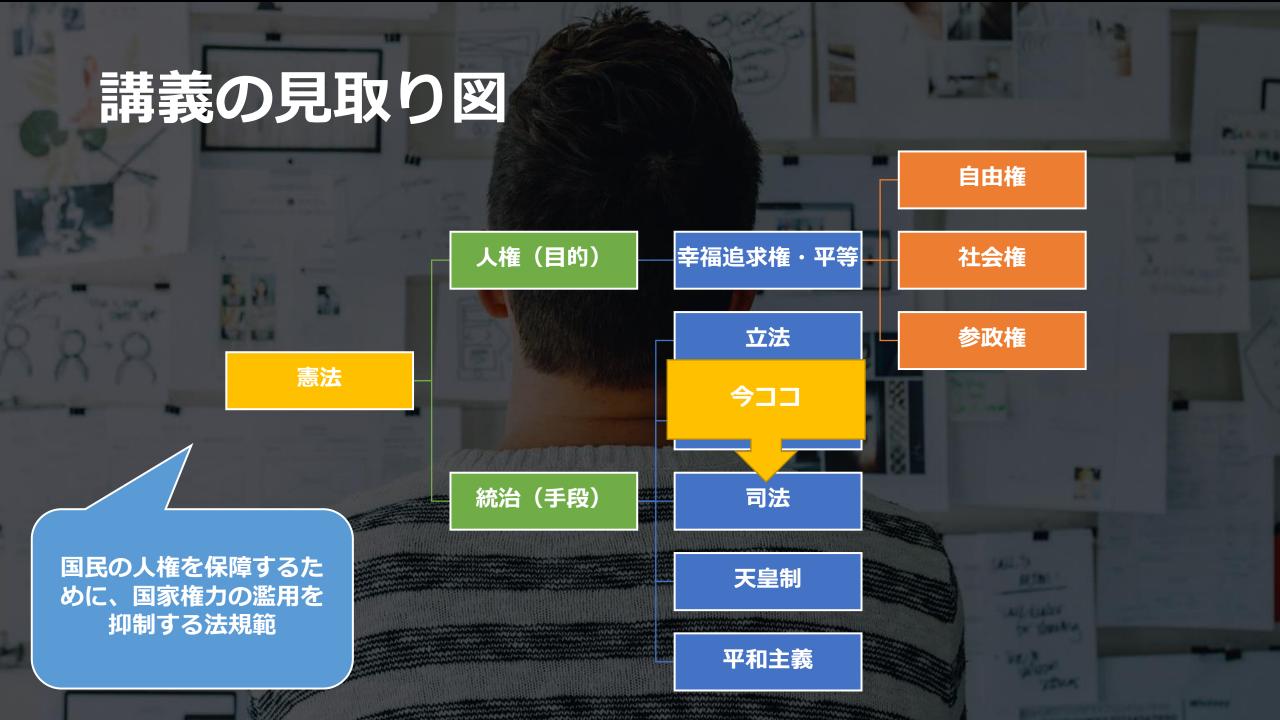
今回の講義の 目次

1. 裁判所の役割

2. 裁判の内容

3. 「司法権の独立」の意義

4. 違憲審査制の意義





今回の講義の問い①

1. 裁判所の役割

司法権の担い手である裁判所は、

何をするところでしょう

か?



今回の講義の問い②

2. 裁判の内容

裁判はどのように行われ

ているのでしょうか?



今回の講義の問い③

3. 「司法権の独立」の意義

「司法権の独立」とはどのよう

な意味なのでしょうか?



今回の講義の問い4

4. 違憲審査制の意義

裁判所には違憲審査制度があります

が、裁判所が法律を審査するこ

とで何を守っているのだろ

う?



1. 裁判所の役割

司法権の担い手である裁判所は、何をするところでしょうか?



(1)司法権と裁判所

第76条1項

- ・「すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定める ところにより設置する下級裁判所に属する」
- ・裁判所が司法権を独占

出典:裁判所ウェブサイト (https://www.courts.go.jp/index.html)



(2)司法権の意味とその範囲

司法権の意味と範囲

- ・具体的争訟について、事実を認定し、それに法を 適用して裁定を下すこと
- ・民事訴訟、刑事訴訟、行政事件訴訟などが対象

出典:裁判所ウェブサイト (https://www.courts.go.jp/index.html)



(3) 法律上の争訟

裁判所法3条1項



- ・裁判所が扱う事件は「法律上の争訟」で なければならない
- ①当事者間の具体的な権利義務ないし法律 関係の存否に関わる紛争
- ②その紛争が法律を適用することによって 終局的に解決できるもの

判断します!



出典:裁判所ウェブサイト(https://www.courts.go.jp/nagoya/index.html)





(4) 司法権の限界①







「法律上の争訟」にあたらないもの

- ①学問上の議論、主観的意見・感情の存否やその 当否など
- ②宗教上や信仰上の教義や価値観についての争い など

出典:裁判所ウェブサイト(https://www.courts.go.jp/nagoya/index.html)

統治行為

部分社会

国会の権限

内閣の権限



(4) 司法権の限界②

「法律上の争訟」の例外



- ①憲法が条文上認めた例外
- ②国際法上の例外
- ③国会や内閣の自由裁量行為についての例外
- 4統治行為論に基づく例外
- ⑤団体の内部事項に関する行為についての例外(部分社会の法理)

出典:裁判所ウェブサイト(https://www.courts.go.jp/nagoya/index.html)



2. 裁判の内容

裁判はどのように行 われているのでしょ うか?

地方裁判所及び家庭裁判所の管轄区域を表します。 このほか、388か所にも簡易裁判所が設置されています。

出典:裁判所ウェブサイト (https://www.courts.go.jp/about/sosiki/gaiyo/index.html)

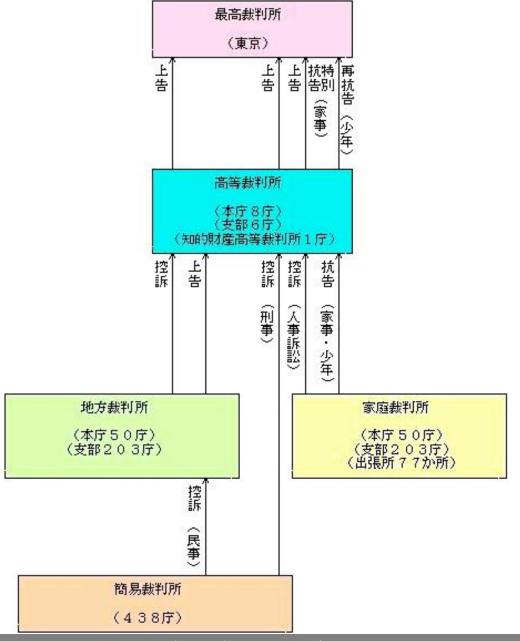
(1)裁判所の種類・ 権限

裁判所の種類

- ・最高裁判所、下級裁判所(高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所)
- ・上訴(上告・控訴)

最高裁判所

- ・小法廷・大法廷
- ・国民審査制度



出典:裁判所ウェブサイト (https://www.courts.go.jp/about/sosiki/gaiyo/index.html)

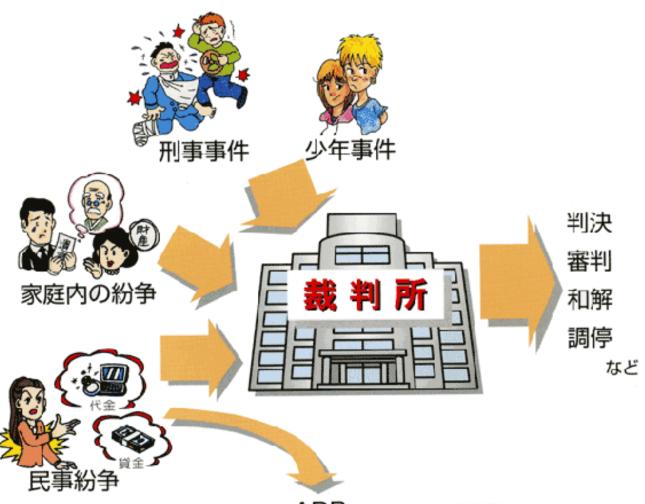
(1)裁判所の種類・ 権限

裁判所の種類

- 最高裁判所、下級裁判所(高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所)
- ・上訴(上告・控訴)

最高裁判所

- ・小法廷・大法廷
- ・国民審査制度



ADR (裁判外紛争処理機関) 例えば、交通事故紛争処理センター 仲裁センター など

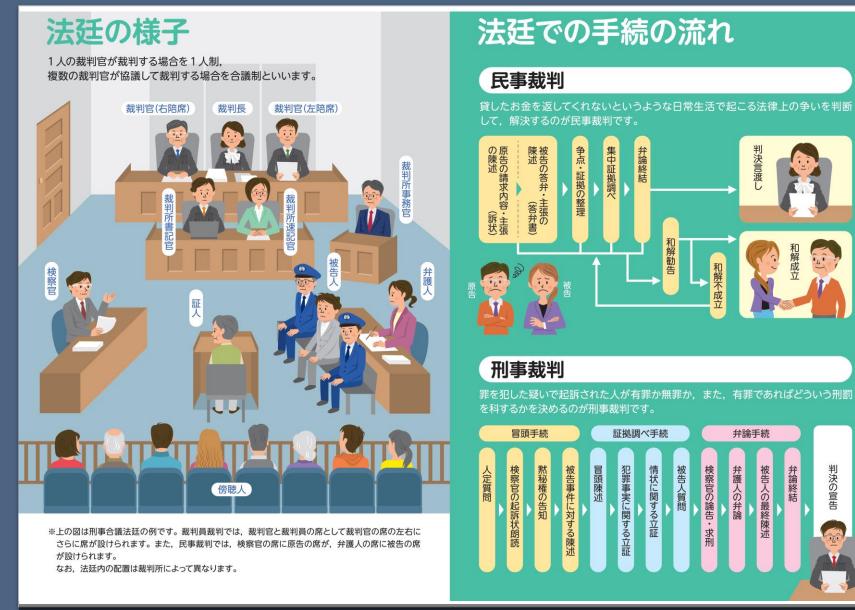
出典:裁判所ウェブサイト (https://www.courts.go.jp/about/sigoto/index.html)

(2)裁判制度

裁判の形式



- ・刑事訴訟:人が罪を犯したかどうか、犯した場合にどのような刑罰が科されるかを決定する裁判
- ・民事訴訟:市民同士の権利義務に 関係する紛争を解決する裁判



裁判

判決の宣告

弁論終結

出典:裁判所ウェブサイト(https://www.courts.go.jp/about/sigoto/index.html)



(3)裁判員 制度

選任方法

- ・20歳以上の日本国民で選挙権のある者
- •無作為選出
- ·除外対象者、辞退

対象事件と量刑

- ・刑事事件、一定の重罪事件
- ・評議によるが有罪とするには1人は裁判官の賛成が必要



3. 「司法権の独立」の意義

「司法権の独立」とはど のような意味なので しょうか?



(1) 「司法権の独立」の 意義

意義・理由



- ①政治的権力からの干渉の排除
- ②政治過程で排除されやすい少

数者の権利の保護

出典:裁判所ウェブサイト(https://www.courts.go.jp/saikosai/about/photo/index.html)



(2) 「司法権の独立」の 内容

司法権の独立の内容



- ①司法権の独立
- ②裁判官の職権の独立

出典:裁判所ウェブサイト(https://www.courts.go.jp/saikosai/about/photo/index.html)



4. 違憲審査制の意義

裁判所には違憲審査制度がありますが、裁判所が法律を審査することで何を守つているのだろう?

(1) 違憲審査制の意義

憲法に適合しているか



法命規処



違憲審査

第81条

「最高裁判所は、一切の 法律、命令、規則又は処 分が憲法に適合するかし ないかを決定する権限を 有する終審裁判所であ る」

- ⇒違憲審査権
- ⇒「法律」による人権抑 圧への反省

(2) 違憲審査 制の種類

付随的違憲審査制



・具体的な事件を解決する審理に付随する形でのみ、法律や処分等の憲法適合性を審査する制度⇔抽象的審査

事件に付随して 憲法に適合して いるかを判断



違憲審査

法命規処



(2) 違憲審査 制の種類

抽象的違憲審査

・通常の裁判所とは異なる憲法裁判所が、具体的な事件とはかかわりなく法律や処分等の憲法適合性を審査する制度

事件に関係なく 憲法に適合して いるかを判断



違憲審査

法命規処



法律などが憲法 に違反している!

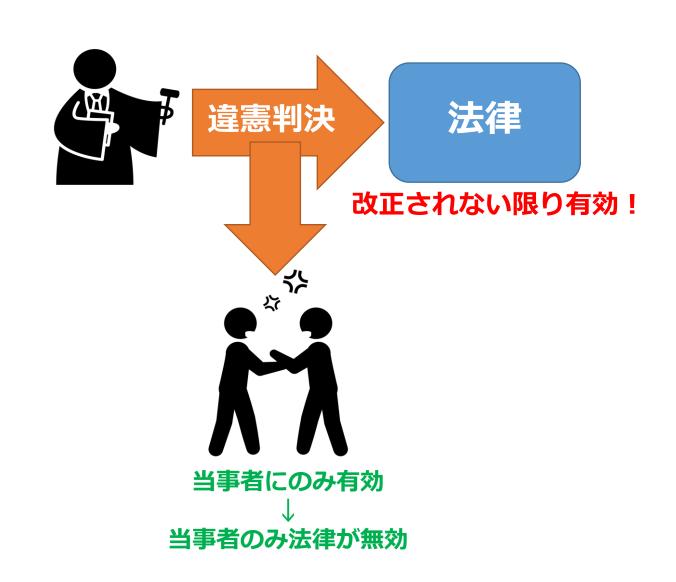
(3) 違憲判決の効果

「違憲判決」

- ・具体的な事件の当事者にのみ効果がある
- →個別的効力 (⇔一般的効力)
- ・法律に対する違憲判決⇒有効

違憲判決の種類

- ・法令違憲判決
- ・適用違憲判決



まとめ



1. 裁判所の役割

• 司法権の意味、「法律上の争訟」、司法権の限界

2. 裁判の内容

• 裁判所の種類、最高裁判所

3. 「司法権の独立」の意義

「司法権の独立」の意義・内容

4. 違憲審査制の意義

・違憲審査制の意義・種類・効果